

- 2面 新宿区駐車場整備計画にご意見を
- 2面 創業支援セミナー・研修会
- 3面 新宿区景観まちづくり計画の改定
- 8面 新宿WEバス 2月から運行ルート・時間が変わります
- 8面 新宿シティハーフマラソン 交通規制・関連イベント



しんじゅくコール
☎ (3209) 9999
(午前8時～午後10時、1/1～3を除く毎日)

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用二次元コード

成年後見制度の発足から10周年 誰もが地域で安心して暮らしていけるように

成年後見制度とは、認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が十分でない方の権利を守る制度です。また、判断能力が十分でなくても契約をする能力がある場合には、日常生活を支える地域福祉権利擁護事業を利用することもできます。いずれも、誰もが自分らしい生活を守りながら、地域で安心して暮ら

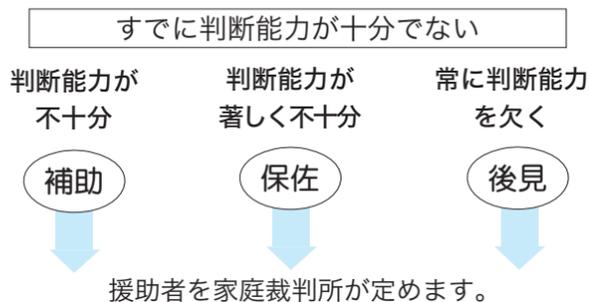
していけるようにする仕組みです。今回は、2つの制度を紹介します。
【問合せ】区成年後見センター(〒169-0075高田馬場1-17-20、区社会福祉協議会内) ☎(5273)4522・☎(5273)3082へ。
※成年後見センターの運営は、新宿区が区社会福祉協議会に委託しています。

成年後見制度

認知症等で判断能力が十分でない方の権利を守る制度です。すでに判断能力が十分でない方を支援する「法定後見制度」は、本人の判断能力の程度によって、補助・保佐・後見に分かれ、実情に応じて家庭裁判所が補助人・保佐人・成年後見人を選びます。

将来に備える「任意後見制度」は、自分が将来依頼したい内容と依頼する方(任意後見人)を決め、公正証書を作成します。

法定後見制度



任意後見制度

判断能力はあるが将来のことが心配

将来判断能力が低下したときに支援してもらおう方を本人が決め、公正役場で相手の方と本人が契約します。

地域福祉権利擁護事業

判断能力が十分でなくても契約できる能力がある方が、地域で安心して生活できるよう、日常生活を支援する制度です。
福祉サービスの利用手続きや、公共料金の支払い等の日常的な金銭管理、大切な書類等の管理を、専門員と生活支援員が支援します。

書類の手続きが大変。何が書いてあるのか分からない



お金の管理が難しくなってきた。公共料金の支払いや年金の受け取りなどを誰かに手伝ってほしい



制度の利用について 相談をお受けしています

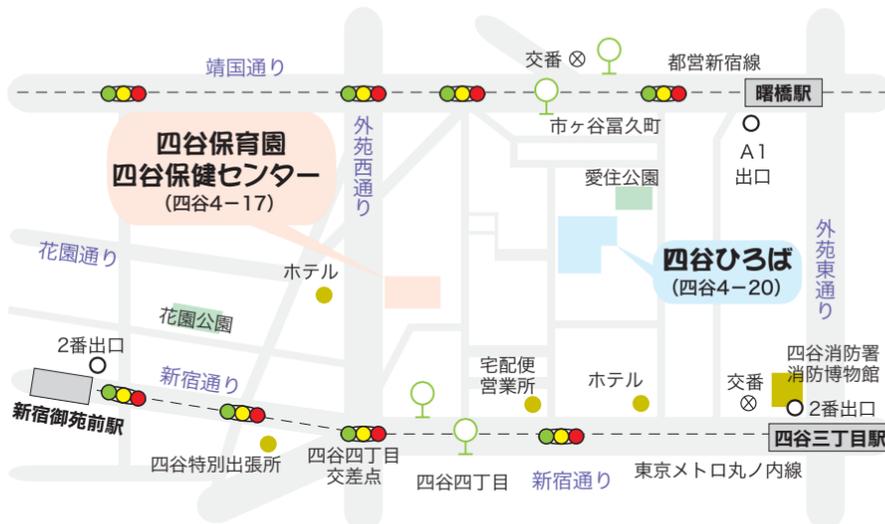
【相談日時】月～金曜日(祝日等を除く) 午前8時30分～午後5時。専門家(司法書士・弁護士・社会福祉士)への相談は月・水・金曜日の午後1時～4時
【費用】無料
【会場・申込み】区成年後見センターへ。予約した方を優先します。

お芝居で成年後見制度を知ろう 新春 初笑い!! 笑って納得! 成年後見制度

吉本興業のお笑い芸人のコントやお芝居と、八杖友一弁護士の解説で、成年後見制度を紹介します。
【日時】1月27日(木)午後2時～4時(1時30分開場)
【会場】四谷区民ホール(内藤町87)
【費用】無料
【共催】新宿区
【協力】(株)よしもとクリエイティブ・エージェンシー
【申込み】電話かファックス・はがき(記載例(2面参照)のほか希望人数を記入)で区成年後見センターへ。先着400名。手話通訳があります。

四谷保育園・四谷保健センターの移転

仮庁舎(本塩町2、旧四谷第三小学校)から元の所在地(四谷4-17)に戻ります



四谷保育園の移転

園舎改修工事が終了し、1月31日(月)から元の園舎に移転します。

の場所に移転します。
【2月7日からの四谷保健センター】四谷4-17
【移転後の業務】
▼難病・精神保健等の申請、育児・精神保健等の相談：四谷保健センター(四谷4-17)で受け付けます。
▼乳幼児健診、歯科相談、骨粗しょう症予防検診：四谷ひろば(四谷4-20)で実施します。

四谷保健センターの移転

改修工事が終了し、2月7日(月)から元の保健センター(本庁舎2階)へ。

【問合せ】保育課保育係(本庁舎2階) ☎(5273)4525へ。
【問合せ】同センター(2月4日(金)までは仮庁舎(本塩町2、旧四谷第三小学校3階) ☎(3351)5161(電話番号は変わります)へ。

毎月15日号1面に掲載しているコラム「新宿まち・人・しごと」は今号は休みます。
【問合せ】区政情報課広報係(本庁舎3階) ☎(5273)4064へ。